



県 章

沖縄県公報

定期発行日
毎週火・金曜日

(当日が県の休日に
当たるときは休刊とする。)

目 次

規 則

- 沖縄県特別職に属する非常勤職員の報酬及び費用弁償に関する規則の一部を改正する規則（人事課） 1
- 沖縄県行政組織規則の一部を改正する規則（行政管理課） 2
- 沖縄県出先機関の長に対する事務の委任及び決裁に関する規則の一部を改正する規則（行政管理課） 5
- 沖縄県標準的な職を定める規則の一部を改正する規則（行政管理課） 9

訓 令

- 文書管理規程の一部を改正する訓令（総務私学課） 10
- 沖縄県文書編集保存規程の一部を改正する訓令（総務私学課） 10
- 告示・公告定型の一部を改正する訓令（総務私学課） 11
- 会計年度任用職員の勤務条件等に関する規程及び国際交流員の勤務条件の特例に関する規程の一部を改正する訓令（人事課） 14
- 沖縄県職員人事評価実施規程の一部を改正する訓令（人事課） 16
- 会計年度任用職員の給与に関する規程の一部を改正する訓令（人事課） 16
- 沖縄県事務決裁規程の一部を改正する訓令（行政管理課） 17
- 沖縄県会計年度任用職員の職の設置に関する規程の一部を改正する訓令（行政管理課） 19
- 感染症対策課設置規程を廃止する訓令（行政管理課） 21
- 沖縄県駐留軍用地跡地利用推進連絡協議会設置規程の一部を改正する訓令（県土・跡地利用対策課） 21
- 沖縄県土地利用対策委員会設置規程の一部を改正する訓令（県土・跡地利用対策課） 21
- 沖縄県消費者行政連絡会議設置規程の一部を改正する訓令（生活安全安心課） 22

災害対策本部事項

- 沖縄県災害対策本部運営要綱の一部を改正する訓令 22

国民保護対策本部及び緊急対処事態対策本部事項

- 沖縄県国民保護対策本部及び沖縄県緊急対処事態対策本部運営要綱の一部を改正する訓令 24

新型インフルエンザ等対策本部事項

- 沖縄県新型インフルエンザ等対策本部運営要綱の一部を改正する訓令 26

規 則

沖縄県特別職に属する非常勤職員の報酬及び費用弁償に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和 7 年 3 月 31 日

沖縄県知事 玉 城 康 裕

沖縄県規則第34号

沖縄県特別職に属する非常勤職員の報酬及び費用弁償に関する規則の一部を改正する規則

沖縄県特別職に属する非常勤職員の報酬及び費用弁償に関する規則（昭和47年沖縄県規則第111号）の一部を次のように改正する。

別表第 1 中

「 沖縄県建築士審査会委員

日額 9,300

を

沖縄県建築士審査会委員	日額 9,300	に改める。
沖縄県教育職員免許状再授与審査会委員	日額 9,300	

別表第 2 中「7,760円」を「8,960円」に、「7,810円」を「9,010円」に改める。

附 則

この規則は、令和 7 年 4 月 1 日から施行する。

沖縄県行政組織規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和 7 年 3 月 31 日

沖縄県知事 玉 城 康 裕

沖縄県規則第35号

沖縄県行政組織規則の一部を改正する規則

沖縄県行政組織規則（昭和49年沖縄県規則第18号）の一部を次のように改正する。

第13条の 2 第 1 項の表防災危機管理課の項中「防災危機管理課」を「危機管理課」に、「消防班 防災班 危機管理班 不発弾対策班」を「危機管理班 不発弾対策班」に改め、同項の次に次のように加える。

消防防災対策課	消防班 防災班
---------	---------

第13条の 6 を次のように改める。

（危機管理課の事務）

第13条の 6 危機管理課の所掌事務は、次のとおりとする。

- (1) 危機事象の総括に関すること。
- (2) 国民保護関連業務に関すること。
- (3) 国民保護協会に関すること。
- (4) 爆発物（不発弾）の処理に関すること。
- (5) その他危機管理に関すること。（他課の所掌に属するものを除く。）

第13条の 8 を第13条の 9 とし、第13条の 7 を第13条の 8 とし、第13条の 6 の次に次の 1 条を加える。

（消防防災対策課の事務）

第13条の 7 消防防災対策課の所掌事務は、次のとおりとする。

- (1) 災害対策の総括に関すること。
- (2) 消防対策の総合的企画に関すること。
- (3) 消防に関すること。
- (4) 消防学校に関すること。
- (5) 救急業務に関すること。
- (6) 危険物に関すること。
- (7) 危険物取扱者及び消防設備士に関すること。
- (8) 防災会議及び石油コンビナート等防災本部に関すること。

第14条の見出し中「班」を「班、室」に改め、同条第 1 項中「掲げる班」を「掲げる班、室」に改め、同項の表管財課の項中「庁舎管理班」を「庁舎マネジメント班 本庁舎改修推進室」に改める。

第29条第 2 項中「として」の次に「、企画調整課に P P P / P F I 事業推進班」を加える。

第30条中第15号を第16号とし、第14号を第15号とし、第13号の次に次の 1 号を加える。

- (14) P P P / P F I の導入推進に関すること。

第48条の 3 の表子育て支援課の項中「保育支援班 認可・指導班」を「子育て体制整備班 保育指導班」に改める。

第48条の 4 中第11号を削り、第12号を第11号とする。

第48条の 5 第 6 号中「事業推進部会」を削る。

第49条の表地域保健課の項中「疾病対策班 精神保健班」を「疾病対策班 感染症対策班 精神保健班」

に改める。

第50条の2中第12号を第18号とし、第11号の次に次の6号を加える。

(12) 新型コロナウイルス感染症対策に関すること。

(13) 感染症及び結核に関すること（他課の所掌に属するものを除く。）。

(14) 寄生虫及び原虫病その他疾病予防に関すること。

(15) 風土病に関すること。

(16) 沖縄の復帰に伴う特別措置に関する法律第156条に基づく政令に規定する結核患者医療費の特別公費負担の事務に関すること。

(17) 新型インフルエンザ等対策特別措置法（平成24年法律第31号）に基づく事務に関すること。

第54条第1項の表農地農村整備課の項中「技術企画班 施設管理班」を「施設管理班」に改める。

第66条第3号中「並びに」を「及び」に改め、同条中第10号を第12号とし、第5号から第9号までを2号ずつ繰り下げ、第4号の次に次の2号を加える。

(5) 県管理の漁港の漁港施設等活用推進計画に関すること。

(6) 県管理の漁港の水域における漁港水面施設運営権に関すること。

第76条の表スポーツ振興課の項中「スポーツ企画班 スポーツ振興班」を「スポーツ企画班 スポーツ振興班 国スポ・全スポ準備室」に改める。

第81条中第10号を第11号とし、第9号の次に次の1号を加える。

(10) 第88回国民スポーツ大会・第33回全国障害者スポーツ大会の開催準備に関すること。

第87条の表道路街路課の項中「道路整備班 街路整備班」を「道路街路整備班」に改め、同表建築指導課の項中「指導班」を「指導班 盛土対策班」に改める。

第98条中第20号を第21号とし、第19号の次に次の1号を加える。

(20) 宅地造成及び特定盛土等規制法（昭和36年法律第191号）の施行に関すること。

第134条の表沖縄県南部福祉事務所の項中「生活保護班」を「生活保護第1班 生活保護第2班」に改める。

第153条の4の表沖縄県中央児童相談所の項及び沖縄県コザ児童相談所の項中「相談班」を「相談班 インテーク班」に改める。

第171条の2の表沖縄県北部農林水産振興センターの項中「土地改良班 計画調整班 農業水利班 農村漁港班」を「管理指導班 農地農村整備班」に改め、同表沖縄県宮古農林水産振興センターの項及び沖縄県八重山農林水産振興センターの項中「土地改良班 計画調整班 農業水利班 農林整備班 漁港水産班」を「管理指導班 農地農村整備班 林務水産班」に改める。

第171条の3第25号中「、計画」を削り、同条第28号中「換地及び」を削り、同条第33号中「農村振興局」を「林野庁」に改め、同条中第37号を削り、第38号を第37号とし、第39号及び第40号を削り、第84号を第81号とし、第41号から第83号までを3号ずつ繰り上げる。

第194条の表中「計画用地班 農漁村整備班」を「管理指導班 農地農村整備第1班 農地農村整備第2班」に、「土地改良班 計画調整班 農地農村整備班 漁港漁場整備班」を「総務換地班 沖縄地域計画班 先島地域計画班 技術計画班 漁港漁場計画班 漁港漁場整備班」に改め、同条に次の2項を加える。

2 前項の規定にかかわらず、第196条第2号に掲げる事務については、沖縄県中部農林土木事務所の所管区域をうるま市、沖縄市、宜野湾市、浦添市、那覇市、豊見城市、南城市、糸満市、中頭郡及び島尻郡（伊平屋村及び伊是名村を除く。）とする。

3 第1項の規定にかかわらず、第196条第3号に掲げる事務については、沖縄県南部農林土木事務所の所管区域を県一円とする。

第196条第1号中「、計画及び実施」を削り、同条中第2号から第5号までを削り、第6号を第2号とし、第7号を第3号とし、第8号を第4号とし、第9号から第13号までを削り、第14号を第5号とし、第15号を削り、第16号を第6号とし、第17号を第7号とし、同条に次の2項を加える。

2 中部農林土木事務所は、前項に掲げる事務のほか、次の事務を所掌する。

(1) 農業農村整備事業の実施に関すること。

(2) 団体営農業農村整備事業に係る技術援助、事務指導及び工事指導に関すること。

(3) 土地改良関係団体に関すること。

(4) 農地の集積に関すること。

(5) 土地改良財産等の管理、取得及び処分に関すること。

- (6) 農地、農業用施設及び公共土木施設の災害復旧事業の調査設計及び実施に関すること。
- (7) 非補助土地改良事業に関すること。
- (8) 農山漁村の活性化に関すること。

3 南部農林土木事務所は、第1項に掲げる事務のほか、次の事務を所掌する。

- (1) 農業農村整備事業の計画に関すること。
- (2) 換地に関すること。
- (3) 農業農村整備事業に係る設計積算の標準化に関すること。
- (4) 農業農村整備事業の発注業務に係る仕様等の標準化に関すること。
- (5) 農業農村整備事業の計画、設計及び施工に係る基準に関すること。
- (6) 農業農村整備事業に係る技術情報の収集及び管理に関すること。
- (7) 農林水産省農村振興局所管の地すべり防止区域の管理に関すること。
- (8) 漁港、漁港海岸、漁場及び漁村の整備事業の調査、計画及び実施に関すること。
- (9) 県管理の漁港における漁港施設等活用事業の推進に関すること。
- (10) 漁港、漁港海岸、漁場及び関連施設の災害復旧事業の調査設計及び実施に関すること。

第239条第2項の表中「庶務班 建設班」を「庶務班 流域マネジメント班 建設班」に改め、「水質管理班」を削る。

第241条第1号の表沖縄県防災会議の項及び沖縄県石油コンビナート等防災本部の項中「防災危機管理課」を「消防防災対策課」に改め、同表沖縄県国民保護協会の項中「防災危機管理課」を「危機管理課」に改め、同表沖縄県建築審査会の項中「建築主事」を「建築主事等」に改める。

第249条の表秘書防災統括監の項中「及び防災危機管理課」を「、危機管理課及び消防防災対策課」に改め、同表広報監の項の次に次のように加える。

公文書管理審査監	総務部総務私学課	公文書等の管理及び利用並びに例規文書の審査に関する事務を総括する。
----------	----------	-----------------------------------

第249条の表総務事務センター室長の項の次に次のように加える。

本庁舎改修推進室長	総務部管財課	本庁舎改修推進室に関する事務を総括する。
-----------	--------	----------------------

第249条の表財政企画監の項の次に次のように加える。

P P P / P F I 推進監	企画部企画調整課	P P P / P F I の導入推進に関する事務を総括する。
-------------------	----------	---------------------------------

第249条の表看護専門監の項の次に次のように加える。

感染症対策監	保健医療介護部地域保健課	感染症対策班の事務を総括する。
--------	--------------	-----------------

第249条の表しまくとぅば普及推進室長の項の次に次のように加える。

国スポ・全スポ準備室長	文化観光スポーツ部スポーツ振興課	国スポ・全スポ準備室に関する事務を総括する。
-------------	------------------	------------------------

附 則

(施行期日)

- 1 この規則は、令和7年4月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 この規則の施行の日（以下「施行日」という。）の前日において、改正前の沖縄県行政組織規則の規定により設置されている機関に勤務している者又は改正前の沖縄県行政組織規則の規定により設置されている職に補せられている者は、別に辞令を発せられない限り、施行日をもって、これらの機関に相当する改正後の沖縄県行政組織規則の規定により設置された機関の勤務を命ぜられ、又はこれらの職に相当する改正後の沖縄県行政組織規則の規定により設置された職に補せられたものとみなす。

沖縄県出先機関の長に対する事務の委任及び決裁に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和 7 年 3 月 31 日

沖縄県知事 玉 城 康 裕

沖縄県規則第36号

沖縄県出先機関の長に対する事務の委任及び決裁に関する規則の一部を改正する規則

沖縄県出先機関の長に対する事務の委任及び決裁に関する規則（昭和50年沖縄県規則第67号）の一部を次のように改正する。

別表第2 動物愛護管理センター所長の項委任事項の欄に次の7号を加える。

- 51 沖縄県動物の愛護及び管理に関する条例（令和6年沖縄県条例第48号）第11条の規定に基づき、多数の犬又は猫の飼養等の届出を受理すること。
- 52 沖縄県動物の愛護及び管理に関する条例第12条の規定に基づき、多数の犬又は猫の飼養等に係る変更等の届出を受理すること。
- 53 沖縄県動物の愛護及び管理に関する条例第13条の規定に基づき、特定動物の所有者又は占有者からの通報を受理すること。
- 54 沖縄県動物の愛護及び管理に関する条例第14条の規定に基づき、特定動物に係る事故の状況、講じた措置の内容等の届出を受理すること。
- 55 沖縄県動物の愛護及び管理に関する条例第15条の規定に基づき、動物の所有者又は占有者その他の関係者に対し、必要な指導又は助言を行うこと。
- 56 沖縄県動物の愛護及び管理に関する条例第16条の規定に基づき、動物の所有者又は占有者その他の関係者に対し、その動物の飼養若しくは保管又は給餌等に関し必要な報告を求めること。
- 57 沖縄県動物の愛護及び管理に関する条例第17条の規定に基づき、その職員に、動物の飼養施設その他関係のある場所に立ち入り、飼養施設若しくは書類その他の物件を検査させ、又は関係者に質問させること。

別表第2 保健所長の項委任事項の欄第188号中「1 から186まで」を「1 から193まで」に改め、同号を同欄第195号とし、同欄第187号中「1 から186まで」を「1 から193まで」に改め、同号を同欄194号とし、同欄第186号の次に次の7号を加える。

- 187 沖縄県動物の愛護及び管理に関する条例第11条の規定に基づき、多数の犬又は猫の飼養等の届出を受理すること（宮古保健所及び八重山保健所の所管区域に係るものに限る。）。
- 188 沖縄県動物の愛護及び管理に関する条例第12条の規定に基づき、多数の犬又は猫の飼養等に係る変更等の届出を受理すること（宮古保健所及び八重山保健所の所管区域に係るものに限る。）。
- 189 沖縄県動物の愛護及び管理に関する条例第13条の規定に基づき、特定動物の所有者又は占有者からの通報を受理すること（宮古保健所及び八重山保健所の所管区域に係るものに限る。）。
- 190 沖縄県動物の愛護及び管理に関する条例第14条の規定に基づき、特定動物に係る事故の状況、講じた措置の内容等の届出を受理すること（宮古保健所及び八重山保健所の所管区域に係るものに限る。）。
- 191 沖縄県動物の愛護及び管理に関する条例第15条の規定に基づき、動物の所有者又は占有者その他の関係者に対し、必要な指導又は助言を行うこと（宮古保健所及び八重山保健所の所管区域に係るものに限る。）。
- 192 沖縄県動物の愛護及び管理に関する条例第16条の規定に基づき、動物の所有者又は占有者その他の関係者に対し、その動物の飼養若しくは保管又は給餌等に関し必要な報告を求めること（宮古保健所及び八重山保健所の所管区域に係るものに限る。）。
- 193 沖縄県動物の愛護及び管理に関する条例第17条の規定に基づき、その職員に、動物の飼養施設その他関係のある場所に立ち入り、飼養施設若しくは書類その他の物件を検査させ、又は関係者に質問させること（宮古保健所及び八重山保健所の所管区域に係るものに限る。）。

別表第2 農林水産振興センター所長の項委任事項の欄第1号の9を削り、同欄第9号中「地滑り」を「地すべり」に改め、「農林水産省」の次に「林野庁」を加え、同欄第10号中「農林水産省」の次に「林野庁」を加え、同欄第11号中「地滑り」を「地すべり」に改め、「農林水産省」の次に「林野庁」を加え、同欄第11号の2中「農林水産省」の次に「林野庁」を加え、同欄第12号及び第13号中「地滑り」を「地すべり」に

改め、「農林水産省」の次に「林野庁」を加え、同欄第14号及び第14号の2中「農林水産省」の次に「林野庁」を加え、同欄第21号中「第28条第1項第1号」を「第29条第1項第1号」に改め、同欄第23号の次に次の4号を加える。

23の2 漁港及び漁場の整備等に関する法律第61条の規定に基づき、漁港協力団体を指定し、又は漁港協力団体からの変更の届出を受理し、及び公示すること。

23の3 漁港及び漁場の整備等に関する法律第63条第1項の規定に基づき、漁港協力団体に対し、その業務に関し報告させること。

23の4 漁港及び漁場の整備等に関する法律第63条第2項から第4項までの規定に基づき、業務の運営に関し必要な措置を講ずべきことを命じ、これに違反した場合は漁港協力団体の指定を取り消し、及び公示すること。

23の5 漁港及び漁場の整備等に関する法律第64条の規定に基づき、必要な情報の提供又は指導若しくは助言をすること。

別表第2農林水産振興センター所長の項委任事項の欄第31号の2中「海岸、地すべり防止施設等」を「海岸等」に改め、同項専決事項の欄第36号の次に次の2号を加える。

36の2 漁業法（昭和24年法律第267号）第5条第1項及び沖縄県漁業調整規則（令和2年沖縄県規則第53号）第3条第1号の規定に基づき、共同申請の代表者の選定又は変更に係る届出書を受理すること（宮古農林水産振興センター及び八重山農林水産振興センターの所管区域に係るものに限る。）。

36の3 漁業法第5条第2項及び沖縄県漁業調整規則第3条第2号の規定に基づき、共同申請の代表者を指名し、その届出書を受理すること（宮古農林水産振興センター及び八重山農林水産振興センターの所管区域に係るものに限る。）。

別表第2農林水産振興センター所長の項専決事項の欄第37号中「（昭和24年法律第267号）」及び「（令和2年沖縄県規則第53号）」を削り、同号の次に次の4号を加える。

37の2 漁業法第58条において準用する同法第38条及び沖縄県漁業調整規則第6条の規定に基づき、知事許可漁業の起業の認可をすること（宮古農林水産振興センター及び八重山農林水産振興センターの所管区域に係るものに限る。）。

37の3 沖縄県漁業調整規則第8条第2項の規定に基づき、知事許可漁業の許可又は起業の認可の判断に関して書類の提出を求めること（宮古農林水産振興センター及び八重山農林水産振興センターの所管区域に係るものに限る。）。

37の4 沖縄県漁業調整規則第9条第2項の規定に基づき、知事許可漁業の許可又は起業の認可をしない場合の通知を行い、公開による意見の聴取を行うこと（宮古農林水産振興センター及び八重山農林水産振興センターの所管区域に係るものに限る。）。

37の5 沖縄県漁業調整規則第9条第3項の規定に基づき、意見の聴取の際に提出のあった弁明及び証拠を受理すること（宮古農林水産振興センター及び八重山農林水産振興センターの所管区域に係るものに限る。）。

別表第2農林水産振興センター所長の項専決事項の欄第38号の次に次の10号を加える。

38の2 沖縄県漁業調整規則第17条第2項の規定に基づき、知事許可漁業の許可又は起業の認可を受けた者の地位を承継した旨の届出を受理すること（宮古農林水産振興センター及び八重山農林水産振興センターの所管区域に係るものに限る。）。

38の3 沖縄県漁業調整規則第18条第2項又は第3項の規定に基づき、知事許可漁業の許可又は起業の認可の失効に係る届出を受理すること（宮古農林水産振興センター及び八重山農林水産振興センターの所管区域に係るものに限る。）。

38の4 沖縄県漁業調整規則第19条第1項の規定に基づき、知事許可漁業の休業に係る届出を受理すること（宮古農林水産振興センター及び八重山農林水産振興センターの所管区域に係るものに限る。）。

38の5 沖縄県漁業調整規則第19条第2項の規定に基づき、休業中の知事許可漁業の就業に係る届出を受理すること（宮古農林水産振興センター及び八重山農林水産振興センターの所管区域に係るものに限る。）。

38の6 沖縄県漁業調整規則第20条第1項の規定に基づき、休業による知事許可漁業の許可を取り消すこと（宮古農林水産振興センター及び八重山農林水産振興センターの所管区域に係るものに限る。）。

38の7 沖縄県漁業調整規則第20条第3項の規定に基づき、知事許可漁業の許可の取消しに係る聴聞を行うこと（宮古農林水産振興センター及び八重山農林水産振興センターの所管区域に係るものに限る。）。

る。) 。

38の 8 沖縄県漁業調整規則第21条第 1 項の規定に基づき、資源管理の状況等の報告を受理すること（宮古農林水産振興センター及び八重山農林水産振興センターの所管区域に係るものに限る。) 。

38の 9 沖縄県漁業調整規則第22条第 1 項及び第 2 項の規定に基づき、適格性の喪失等による知事許可漁業の許可又は起業の認可を変更し、取り消し、又はその効力の停止を命ずること（宮古農林水産振興センター及び八重山農林水産振興センターの所管区域に係るものに限る。) 。

38の10 沖縄県漁業調整規則第22条第 3 項（同規則第23条第 2 項において準用する場合を含む。) の規定に基づき、許可等の取消し等に係る聴聞を行うこと（宮古農林水産振興センター及び八重山農林水産振興センターの所管区域に係るものに限る。) 。

38の11 沖縄県漁業調整規則第23条第 1 項の規定に基づき、漁業調整その他公益上の必要により知事許可漁業の許可又は起業の認可を変更し、取り消し、又はその効力の停止を命ずること（宮古農林水産振興センター及び八重山農林水産振興センターの所管区域に係るものに限る。) 。

別表第 2 農林水産振興センター所長の項専決事項の欄第40号を次のように改める。

40 沖縄県漁業調整規則第30条第 2 項の規定に基づき、許可証を返納することができない旨の届出を受理すること（宮古農林水産振興センター及び八重山農林水産振興センターの所管区域に係るものに限る。) 。

別表第 2 農林水産振興センター所長の項専決事項の欄第40号の次に次の 1 号を加える。

40の 2 沖縄県漁業調整規則第45条の規定に基づき、漁場又は漁具の標識の設置に係る届出を受理すること（宮古農林水産振興センター及び八重山農林水産振興センターの所管区域に係るものに限る。) 。

別表第 2 農林水産振興センター所長の項専決事項の欄第48号中「建造若しくは改造を許可し、又はその内容の変更」を「建造、改造又は転用」に改め、同号の次に次の 1 号を加える。

48の 2 漁船法第 4 条第 5 項の規定に基づき、申請者に対し、動力漁船の建造、改造又は転用に係る許可又は不許可の通知をすること（宮古農林水産振興センター及び八重山農林水産振興センターの所管区域に係るものに限る。) 。

別表第 2 農林水産振興センター所長の項専決事項の欄第49号中「建造又は改造」を「建造、改造又は転用」に改め、同号の次に次の 1 号を加える。

49の 2 漁船法第 4 条第 9 項の規定に基づき、動力漁船の建造、改造又は転用に係る変更の報告を受理すること（宮古農林水産振興センター及び八重山農林水産振興センターの所管区域に係るものに限る。) 。

別表第 2 農林水産振興センター所長の項専決事項の欄第50号及び第51号中「建造又は改造」を「建造、改造又は転用」に改め、同欄第54号中「漁船登録票」を「漁船及び登録票」に改め、同欄第55号の次に次の 1 号を加える。

55の 2 漁船法第20条及び漁船法施行細則（昭和47年沖縄県規則第91号）第13条の規定に基づき、登録の抹消に係る届出等を受理すること（宮古農林水産振興センター及び八重山農林水産振興センターの所管区域に係るものに限る。) 。

別表第 2 農林水産振興センター所長の項専決事項の欄第56号の次に次の 2 号を加える。

56の 2 漁船法施行細則第16条第 1 項の規定に基づき、聴聞を行う旨を公告し、当事者へ通知すること（宮古農林水産振興センター及び八重山農林水産振興センターの所管区域に係るものに限る。) 。

56の 3 漁船法施行細則第16条第 2 項の規定に基づき、弁明に係る届出及び代理人たることを証する書面の提出を受理すること（宮古農林水産振興センター及び八重山農林水産振興センターの所管区域に係るものに限る。) 。

別表第 2 農林水産振興センター所長の項専決事項の欄第60号の次に次の 2 号を加える。

60の 2 遊漁船業の適正化に関する法律第 7 条第 2 項の規定に基づき、登録事項の変更に係る事項を遊漁船業者登録簿に記載すること（宮古農林水産振興センター及び八重山農林水産振興センターの所管区域に係るものに限る。) 。

60の 3 遊漁船業の適正化に関する法律第 8 条の規定に基づき、遊漁船業者の業務規程の変更の届出を受理すること（宮古農林水産振興センター及び八重山農林水産振興センターの所管区域に係るものに限る。) 。

別表第 2 農林水産振興センター所長の項専決事項の欄第61号中「第 8 条」を「第 9 条」に改め、同欄第62号中「第 9 条第 1 項」を「第10条第 1 項」に改め、同欄第63号中「第10条」を「第11条」に改め、同欄第64

号を次のように改める。

64 遊漁船業の適正化に関する法律第19条の規定に基づき、事故の報告に係る届出を受理すること（宮古農林水産振興センター及び八重山農林水産振興センターの所管区域に係るものに限る。）。

別表第2農林水産振興センター所長の項専決事項の欄第65号中「第18条」を「第20条」に改め、同欄第66号中「第19条第1項」を「第21条第1項」に改め、同欄第67号中「第19条第2項」を「第21条第2項」に改め、同号の次に次の7号を加える。

67の2 遊漁船業の適正化に関する法律第22条の規定に基づき、同法第19条の規定による届出に係る事項、同法第20条の規定による処分に係る事項又は同法第21条の規定による登録の取消し等に係る事項を公表すること（宮古農林水産振興センター及び八重山農林水産振興センターの所管区域に係るものに限る。）。

67の3 遊漁船業の適正化に関する法律第24条の規定に基づき、遊漁船業団体を指定すること（宮古農林水産振興センター及び八重山農林水産振興センターの所管区域に係るものに限る。）。

67の4 遊漁船業の適正化に関する法律第26条の規定に基づき、遊漁船業団体に対してその改善に必要な措置をとるべきことを命ずること（宮古農林水産振興センター及び八重山農林水産振興センターの所管区域に係るものに限る。）。

67の5 遊漁船業の適正化に関する法律第27条の規定に基づき、遊漁船業団体の指定を取り消すこと（宮古農林水産振興センター及び八重山農林水産振興センターの所管区域に係るものに限る。）。

67の6 遊漁船業の適正化に関する法律第28条の規定に基づき、遊漁船業における利用者の安全の確保及び利益の保護並びに漁場の安定的な利用関係の確保に資する取組を推進するために必要な協議を行うための協議会を組織すること（宮古農林水産振興センター及び八重山農林水産振興センターの所管区域に係るものに限る。）。

67の7 遊漁船業の適正化に関する法律第29条の規定に基づき、遊漁船業を営む者又は遊漁船業団体に対して、その業務に関し報告をさせ、又はその職員にこれらの者の営業所、事務所若しくは遊漁船に立ち入り、業務の状況若しくは帳簿書類その他の物件を検査させること（宮古農林水産振興センター及び八重山農林水産振興センターの所管区域に係るものに限る。）。

67の8 遊漁船業の適正化に関する法律第30条の規定に基づき、聴聞を行うこと（宮古農林水産振興センター及び八重山農林水産振興センターの所管区域に係るものに限る。）。

別表第2農林土木事務所長の項所長等の欄中「農林土木事務所長」の次に「（委任事項の欄第2号から第8号まで及び第32号の3並びに専決事項の欄第1号、第5号及び第6号に掲げる事務は中部農林土木事務所長に、委任事項の欄第1号、第9号から第14号の2まで、第23号の2から第23号の4まで及び第32号の2に掲げる事務は南部農林土木事務所長に限る。）」を加え、同項専決事項の欄第9号中「地滑り」を「地すべり」に改め、「設置すること」の次に「（農林水産省農村振興局所管に係る地すべり防止区域に限る。）」を加え、同欄第10号中「使用すること」の次に「（農林水産省農村振興局所管に係る地すべり防止区域に限る。）」を加え、同欄第11号中「地滑り」を「地すべり」に改め、「許可すること」の次に「（農林水産省農村振興局所管に係る地すべり防止区域に限る。）」を加え、同欄第11号の2中「協議すること」の次に「（農林水産省農村振興局所管に係る地すべり防止区域に限る。）」を加え、同欄第12号及び第13号中「地滑り」を「地すべり」に改め、「命ずること」の次に「（農林水産省農村振興局所管に係る地すべり防止区域に限る。）」を加え、同欄第14号中「地滑り」を「地すべり」に改め、「通知させること」の次に「（農林水産省農村振興局所管に係る地すべり防止区域に限る。）」を加え、同欄第14号の2中「第26条の第1項」を「第26条第1項」に改め、同欄第21号中「第28条第1項第1号」を「第29条第1項第1号」に改め、同欄第23号の次に次の7号を加える。

23の2 漁港及び漁場の整備等に関する法律第42条第1項の規定に基づき、漁港施設等活用事業の実施に関する計画（実施計画）の認定に係る申請を受理すること。

23の3 漁港及び漁場の整備等に関する法律第55条第3項の規定に基づき、漁港水面施設運営権の移転に係る申請書を受理すること。

23の4 漁港及び漁場の整備等に関する法律第57条第2項の規定に基づき、漁港水面施設運営権の存続期間の更新に係る申請を受理すること。

23の5 漁港及び漁場の整備等に関する法律第61条の規定に基づき、漁港協力団体を指定し、又は漁港協力団体からの変更の届出を受理し、及び公示すること。

23の6 漁港及び漁場の整備等に関する法律第63条第1項の規定に基づき、漁港協力団体に対し、その業

務に関し報告させること。

23の 7 漁港及び漁場の整備等に関する法律第63条第 2 項から第 4 項までの規定に基づき、業務の運営に関し必要な措置を講ずべきことを命じ、これに違反した場合は漁港協力団体の指定を取り消し、及び公示すること。

23の 8 漁港及び漁場の整備等に関する法律第64条の規定に基づき、必要な情報の提供又は指導若しくは助言をすること。

別表第 2 農林土木事務所長の項委任事項の欄第32号中「、海岸、地すべり防止施設等」を「及び海岸」に改め、同号の次に次の 2 号を加える。

32の 2 地すべり防止施設に係る国有地又は県有地と民有地との境界を確定すること（農林水産省農村振興局所管に係るものに限る。）。

32の 3 土地改良財産に係る国有地又は県有地と民有地との境界を確定すること。

別表第 2 土木事務所長（委任事項の欄第134号から第152号までに掲げる事務は、中部土木事務所長に限る。）の項委任事項の欄第119の 3 号中「第18条第24項第 1 号」を「第18条第38項第 1 号」に改め、同欄第119号の 4 中「第18条第25項」を「第18条第41項」に改め、同欄第119号の10を削り、同欄第119号の10の 2 を同欄第119号の10とし、同欄第119号の10の 3 を同欄第119号の10の 2 とし、同欄第119号の10の 4 を同欄第119号の10の 3 とし、同欄第128号の 7 中「第 8 条」を「第 7 条」に改め、同欄第128号の 8 中「第12条第 3 項」を「第11条第 3 項」に改め、同欄第128号の 8 の 2 中「第12条第 4 項」を「第11条第 4 項」に改め、同欄第128号の 8 の 3 中「第12条第 5 項」を「第11条第 5 項」に改め、同欄第128号の 8 の 4 中「第13条第 4 項」を「第12条第 4 項」に改め、同欄第128号の 8 の 5 中「第13条第 5 項」を「第12条第 5 項」に改め、同欄第128号の 8 の 6 中「第13条第 6 項」を「第12条第 6 項」に改め、同欄第128号の 8 の 7 中「第14条第 1 項」を「第13条第 1 項」に改め、同欄第128号の 8 の 8 中「第14条第 2 項」を「第13条第 2 項」に改め、同欄第128号の 9 から第128号の 9 の 3 までを削り、同欄第128号の 9 の 4 中「第17条第 1 項」を「第15条第 1 項」に改め、同号を同欄第128号の 9 とし、同欄第128号の10から第128号の10の12までを削り、同欄第128号の10の13中「第11条」を「第13条」に改め、同号を同欄第128号の10とし、同欄第128号の21の次に次の 2 号を加える。

128の22 浄化槽法第 5 条第 1 項の規定に基づき、浄化槽の設置又はその構造若しくは規模の変更の届出を受理すること。

128の23 浄化槽法第 5 条第 3 項の規定に基づき、届出をした者に対し、浄化槽の設置又は変更の計画の変更又は廃止を命ずること。

別表第 2 下地島空港管理事務所長の項専決事項の欄第 4 号中「第20条」を「第22条」に改める。

附 則

この規則は、令和 7 年 4 月 1 日から施行する。ただし、別表第 2 動物愛護管理センター所長の項委任事項の欄に 7 号を加える改正規定及び同表保健所長の項委任事項の欄第186号の次に 7 号を加える改正規定は、令和 7 年 7 月 1 日から施行する。

沖縄県標準的な職を定める規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和 7 年 3 月 31 日

沖縄県知事 玉 城 康 裕

沖縄県規則第37号

沖縄県標準的な職を定める規則の一部を改正する規則

沖縄県標準的な職を定める規則（平成27年沖縄県規則第24号）の一部を次のように改正する。

第 1 条の表 1 の項の 2 中「、事務局長」を削り、同項の 3 中「広報監」の次に「、公文書管理審査監」を、「財政企画監」の次に「、PPP／PFI 推進監」を、「看護専門監」の次に「、感染症対策監」を、「総務事務センター室長」の次に「、本庁舎改修推進室長」を、「しまくとぅば普及推進室長」の次に「、国スポ・全スポ準備室長」を加え、「企業誘致対策監、無形文化遺産推進監、水質管理監」を「企業誘致対策監、水質管理監」に改める。

附 則

この規則は、令和 7 年 4 月 1 日から施行する。

訓 令

沖縄県訓令第 6 号

知 事 部 局

文書管理規程の一部を改正する訓令を次のように定める。

令和 7 年 3 月 31 日

沖縄県知事 玉 城 康 裕

文書管理規程の一部を改正する訓令

文書管理規程（昭和49年沖縄県訓令第37号）の一部を次のように改正する。

第36条第 2 項中「で出力する起案用紙により起案しなければ」を「の電子的方式による起案又は文書管理システムで出力する起案用紙による起案のいずれかの方法により行わなければ」に改める。

第38条第 1 項中「文書の」を「電子決裁（文書管理システムの機能を利用して電子的方式により行う決裁をいう。以下同じ。）による場合を除き、文書の」に改める。

第41条第 4 項に次のただし書を加える。

ただし、電子決裁による場合には、この限りでない。

第46条に次の 1 項を加える。

2 電子決裁は、文書管理システムに登録することにより行うものとする。

第47条第 1 項中「代理決裁者が」を「電子決裁による場合を除き、代理決裁者が」に改める。

第50条第 1 項に次のただし書を加える。

ただし、電子決裁による場合は、この限りでない。

第55条第 2 項に次のただし書を加える。

ただし、電子決裁により処理を行った文書を発送する場合は、この限りでない。

別表第 1 中 「 防 災 危 機 管 理 課 知防 」 を

「

危 機 管 理 課	知危
消 防 防 災 対 策 課	知消

に、

「

地 域 保 健 課	保地
感 染 症 対 策 課	保感

を

「

地 域 保 健 課	保地
-----------	----

に、

「

ス ポ ー ツ 振 興 課	文ス
---------------	----

を

「

ス ポ ー ツ 振 興 課	文ス
ス ポ ー ツ 振 興 課	ス大準

に改める。

附 則

この訓令は、令和 7 年 4 月 1 日から施行する。

沖縄県訓令第 7 号

知 事 部 局

沖縄県文書編集保存規程の一部を改正する訓令を次のように定める。

令和 7 年 3 月 31 日

沖縄県知事 玉 城 康 裕

沖縄県文書編集保存規程の一部を改正する訓令

沖縄県文書編集保存規程（昭和49年沖縄県訓令第38号）の一部を次のように改正する。

第3条第1項を次のように改める。

文書の保存は、総務私学課において行うものとする。

第3条中第2項を第4項とし、第1項の次に次の2項を加える。

- 2 文書管理システム（電子計算機を利用して、文書の收受、起案、決裁、保存、廃棄その他文書管理に関する事務の処理を行うためのシステムで総務私学課長が管理するものをいう。以下同じ。）により事務処理が行われる場合にあっては、文書管理システムによる情報処理の用に供される電磁的記録（電子的方式、電磁的方式その他の知覚によっては認識することができない方式で作られる記録であって電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。）は、各課（以下「所管課」という。）において文書管理システムに収蔵する。ただし、文書管理システム以外の電子計算機を利用して事務の処理を行うためのシステムにより事務処理が行われる場合にあっては、当該システムによる情報処理の用に供される電磁的記録は、当該システムに収蔵することができるものとする。

- 3 紙文書は、文書保存管理室に収蔵する。ただし、第6条に規定する第5種に属する紙文書については、所管課において保管する。

第9条第3項を次のように改める。

- 3 第3条第2項の規定により文書管理システムに収蔵した電磁的記録は、文書管理システム内で編集する。

第14条第1項中「電子文書」を「電磁的記録」に改める。

附 則

この訓令は、令和7年4月1日から施行する。

沖縄県訓令第8号

知 事 部 局

告示・公告定型の一部を改正する訓令を次のように定める。

令和7年3月31日

沖縄県知事 玉 城 康 裕

告示・公告定型の一部を改正する訓令

告示・公告定型（平成19年沖縄県訓令第15号）の一部を次のように改正する。

目次中「第4節 防災危機管理課」を「第4節 危機管理課」に、「第5節 辺野古新基地建設問題対策課」を「第6節 辺野古新基地建設問題対策課」に、「第6節 特命推進課」を「第7節 特命推進課」に、「第7節 平和・地域外交推進課」を「第8節 平和・地域外交推進課」に、
「第4節 地域保健課」
定型保地1 難病の患者に対する医療等に関する法律に基づく指定医療機関の指定
定型保地2 難病の患者に対する医療等に関する法律に基づく指定医療機関の名称(所在地)の変更の届出
定型保地3 難病の患者に対する医療等に関する法律に基づく指定医療機関の指定の辞退
定型保地4 難病の患者に対する医療等に関する法律に基づく指定医療機関の指定の取消し」
を「第4節 地域保健課」に、「第5節 感染症対策課」を「第5節 薬務生活衛生課」に、「第7節 国民健康保険課」を「第6節 国民健康保険課」に、「第8節 高齢者介護課」を「第7節 高齢者介護課」に、「第9節 地域包括ケア推進課」を「第8節 地域包括ケア推進課」に、「定型農政4 農用地利用配分計画の認可」を「定型農政4 農地中間管理権の設定の裁定申請」に、「定型農政6」を「定型農政5」に、「定型農政7」を「定型農政6」に、「定型農政8」を「定型農政7」に、「定型農畜16 家畜」
定型農畜17 ふ化

「第10節 森林管理課

商講習会の開催
業者の登録」

定型農森 1 地域森林計画の案の縦覧
定型農森 1 の 2 地域森林計画の変更案の縦
定型農森 1 の 3 地域森林計画の公表
定型農森 2 地域森林計画の変更の公表

覧 を「第10節 森林管理課」に、「定型農森 3」を「定型農森 1」に、「定型農森 4」を「定型農森 2」

に、「定型農森 5」を「定型農森 3」に、「定型農森 6」を「定型農森 4」に、「定型農森 7」を「定型農森 5」に、「定型農森 8」を「定型農森 6」に、「定型農森 9」を「定型農森 7」に、「定型農森 10」を「定型農森 8」に、「定型農森 11」を「定型農森 9」に、「定型農森 12」を「定型農森 10」に、「定型農森 13」を「定型農森 11」に、「定型農森 14」を「定型農森 12」に、「定型農森 15」を「定型農森 13」に、「定型農森 16」を「定型農森 14」に、「定型農森 17」を「定型農森 15」に、「定型農森 18」を「定型農森 16」に、「定型農森 19」を「定型農森 17」に、「定型農森 20」を「定型農森 18」に、「定型農森 21」を「定型農森 19」に、「定型農森 22」を「定型農森 20」に、「定型農森 23」を「定型農森 21」に、「定型農森 24」を「定型農森 22」に、「定型農森 25」を「定型農森 23」に、「定型農港 3 第○種漁港の指定の取消し」を「定型農港 3 第○種漁港の指定の取消し

定型農港 3 の 2 監督処分に係る措置を命ずべき者を確知できない工作物等に対する措置命令 に、「定型農港 3 の 3 除却した工作物等の保管」

6 節 河川課」を「 定型土管 13 道路の占用を禁止（制限）する区域の指定 に改める。
第 6 節 河川課」

定型知平 1 を削る。

定型環保 6 中「指示措置等」を「実施措置」に改める。

第 6 章第 4 節の節名中「消費・くらし安全課」を「生活安全安心課」に改める。

定型保地 1 から定型保地 4 までを削る。

第 6 章の 3 中第 5 節を削り、第 6 節を第 5 節とし、第 7 節を第 6 節とし、同節の次に次に 2 節を加える。

第 7 節 高齢者介護課**第 8 節 地域包括ケア推進課**

定型農政 4 を削り、定型農政 5 を定型農政 4 とし、定型農政 6 から定型農政 8 までを 1 定型ずつ繰り上げる。

定型農畜 7 中「1 日時、場所等」を「1 区域、場所等」に改める。

定型農畜 11 中「次のとおり」を「次のとおり」に改める。

定型農畜 16 を削り、定型農畜 17 を定型農畜 16 とする。

定型農森 1 から定型農森 2 までを削り、定型農森 3 を定型農森 1 とし、定型農森 4 から定型農森 25 までを 2 定型ずつ繰り上げる。

定型農水 3 中「漁業の区分」を「加入区の区域」に、「届出人の住所及び氏名」を「漁業の区分」に改める。

定型農港 3 の次に次の 2 定型を加える

定型農港 3 の 2 監督処分に係る措置を命ずべき者を確知できない工作物等に対する措置命令

行為の根拠 漁港及び漁場の整備等に関する法律第39条の 2 第 1 項

告示の根拠 漁港及び漁場の整備等に関する法律第39条の 2 第 4 項

沖縄県告示第 号

漁港及び漁場の整備等に関する法律（昭和25年法律第137号）第39条の 2 第 1 項の規定による工作物等の改築、移転又は除却を命ずべき者を確知することができないため、同条第 4 項後段に規定する当該措置を講ずること等について告示する。

令和__年__月__日

沖縄県知事 氏 __ __ __ 名

- 1 講ずべき措置の内容
- 2 工作物等の表示
- 3 措置を講ずべき者
- 4 漁港管理者等による措置

定型農港 3 の 3 除却した工作物等の保管**行為の根拠** 漁港及び漁場の整備等に関する法律第39条の2第5項**告示の根拠** 漁港及び漁場の整備等に関する法律第39条の2第6項**沖縄県告示第 号**

漁港及び漁場の整備等に関する法律（昭和25年法律第137条）第39条の2第4項の規定により、漁港の区域内に放置されていた工作物又は船舶、自動車その他の物件（以下「工作物等」という。）を除却し、同条第5項の規定により、当該工作物等を次のとおり保管した。

令和__年__月__日

沖縄県知事 氏 __ __ __ 名

- 1 保管した工作物等の表示
- 2 放置されていた場所及び除却した日時
 - (1) 放置されていた場所
 - (2) 除却した日時 令和__年__月__日 ____時__分
- 3 保管を始めた日時及び保管の場所
 - (1) 保管を始めた日時 令和__年__月__日 ____時__分開始
 - (2) 保管の場所
- 4 当該工作物等の所有者、占有者その他当該工作物等について権原を有する者（以下「所有者等」という。）が行うべき措置
- 5 この告示に関する問合せ先

定型商中 1 中

「 (13) 荷さばき施設において荷さばきを行うことができる時間帯 __時__分から__時__分まで
（「次の図」は、省略し、沖縄県商工労働部中小企業支援課（及び市町村担当課）において縦覧
に供する。） 」 を

「 (13) 荷さばき施設において荷さばきを行うことができる時間帯 __時__分から__時__分まで
（「次の図」は、省略し、沖縄県商工労働部中小企業支援課（及び市町村担当課）において縦
覧に供する。） 」 に

改める。

定型商中 3、定型商中 4、定型商中 8 及び定型商中10中

「 変更後 __時__分から__時__分まで
（「次の図」は、省略し、沖縄県商工労働部中小企業支援課（及び市町村担当課）において縦覧
に供する。） 」 を

「 変更後 __時__分から__時__分まで
（「次の図」は、省略し、沖縄県商工労働部中小企業支援課（及び市町村担当課）において縦
覧に供する。） 」 に

改める。

第 8 章第 6 節の節名中「情報産業振興課」を「IT イノベーション推進課」に改める。

定型商労 2 中「の開示」を「の情報提供」に、「開示する内容」を「提供する情報」に、「開示請求」を「情報提供」に改める。

第10章第 5 節に次の 1 定型を加える。

定型土管13 道路の占用を禁止（制限）する区域の指定

行為の根拠 道路法第37条第 1 項

告示の根拠 道路法第37条第 3 項

沖縄県告示第 号

道路法（昭和27年法律第180号）第37条第 1 項の規定により、道路の占用を禁止（制限）する区域を次のとおり指定する。

なお、関係図面は、令和__年__月__日から令和__年__月__日まで一般の縦覧に供する。

令和__年__月__日

沖縄県知事 氏 __ __ __ 名

1 道路の占用を禁止（制限）する区域及び図面縦覧場所

占用を禁止（制限）する区域	図面縦覧場所
県道（国道）__（__市（町・村）__から__まで）	沖縄県__土木事務所
県道（国道）__（__市（町・村）__から__まで）	沖縄県__土木事務所

2 制限の対象とする占用物件

3 占用を禁止（制限）する理由

4 占用の禁止（制限）の開始の日 令和__年__月__日

注 道路の占用を禁止する場合は、2 を抹消し、3 及び 4 をそれぞれ繰り上げること。

第10章中第15節を第16節とし、第12節から第14節までを 1 節ずつ繰り下げ、第11節の次に次の 1 節を加える。

第12節 首里城復興課

附 則

この訓令は、令和 7 年 4 月 1 日から施行する。

沖縄県訓令第 9 号

知 事 部 局

労働委員会事務局

会計年度任用職員の勤務条件等に関する規程及び国際交流員の勤務条件の特例に関する規程の一部を改正する訓令を次のように定める。

令和 7 年 3 月 31 日

沖縄県知事 玉 城 康 裕

会計年度任用職員の勤務条件等に関する規程及び国際交流員の勤務条件の特例に関する規程の一部を改正する訓令

（会計年度任用職員の勤務条件等に関する規程の一部改正）

第 1 条 会計年度任用職員の勤務条件等に関する規程（平成 8 年沖縄県訓令第 8 号）の一部を次のように改正する。

第 8 条第 1 項中「沖縄県会計年度任用職員の報酬、期末手当及び費用弁償に関する条例」を「沖縄県会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例」に改める。

第10条第13号中「次のいずれにも該当する会計年度任用職員」を「1 週間の勤務日が 3 日以上とされている会計年度任用職員又は週以外の期間によって勤務日が定められている会計年度任用職員で 1 年間の勤務日が121日以上であるもの」に改め、同号ア及びイを削り、同条第16号中「次のいずれにも該当する会

計年度任用職員」を「1 週間の勤務日が 3 日以上とされている会計年度任用職員又は週以外の期間によって勤務日が定められている会計年度任用職員で 1 年間の勤務日が 121 日以上であるもの」に、「第 9 号」を「第 8 号」に改め、同号ア及びイを削り、同条第 17 号中「次のいずれにも該当する会計年度任用職員」を「1 週間の勤務日が 3 日以上とされている会計年度任用職員又は週以外の期間によって勤務日が定められている会計年度任用職員で 1 年間の勤務日が 121 日以上であるもの」に改め、同号ア及びイを削り、同条中第 18 号を第 19 号とし、第 17 号の次に次の 1 号を加える。

(18) 公務によらない負傷又は疾病のため療養する必要がある、その勤務しないことがやむを得ないと認められる場合 1 の年度において 10 日の範囲内で必要と認める日又は時間

第 11 条第 1 項第 2 号を次のように改める。

(2) 9 歳に達する日以後の最初の 3 月 31 日までの間にある子（配偶者の子を含む。以下この号において同じ。）を養育する会計年度任用職員が、次に掲げる場合のいずれかに該当するため、勤務しないことが相当であると認められるとき 1 の年度において 5 日（その養育する 9 歳に達する日以後の最初の 3 月 31 日までの間にある子が 2 人以上の場合にあっては、10 日）の範囲内で必要と認める日又は時間

ア 当該子の看護（負傷し、又は疾病にかかった当該子の世話をを行うことをいう。）を行う場合

イ 当該子に予防接種又は健康診断を受けさせる場合

ウ 当該子の学校の休業等（学校保健安全法（昭和 33 年法律第 56 号）第 19 条の規定による出席停止及び同法第 20 条の規定による学校の休業並びに児童福祉法第 39 条第 1 項に規定する保育所、就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律（平成 18 年法律第 77 号）第 2 条第 6 項に規定する認定こども園その他の施設及び児童福祉法第 24 条第 2 項に規定する家庭的保育事業等その他の事業における学校保健安全法第 19 条の規定による出席停止又は同法第 20 条の規定による学校の休業に準ずるものをいう。）に伴い当該子の世話をを行う場合

エ 当該子の教育又は保育に係る行事（入園、卒園又は入学の式典その他これに準ずる式典をいう。）に参加する場合

第 11 条第 1 項中第 8 号を削り、第 9 号を第 8 号とし、第 10 号を第 9 号とする。

（国際交流員の勤務条件の特例に関する規程の一部改正）

第 2 条 国際交流員の勤務条件の特例に関する規程（令和 2 年沖縄県訓令第 34 号）の一部を次のように改正する。

第 6 条第 15 号中「次のいずれにも該当する国際交流員」を「1 週間の勤務日が 3 日以上とされている国際交流員又は週以外の期間によって勤務日が定められている国際交流員で 1 年間の勤務日が 121 日以上であるもの」に改め、同号ア及びイを削り、同条第 18 号中「次のいずれにも該当する国際交流員」を「1 週間の勤務日が 3 日以上とされている国際交流員又は週以外の期間によって勤務日が定められている国際交流員で 1 年間の勤務日が 121 日以上であるもの」に改め、同号ア及びイを削り、同条第 19 号中「次のいずれにも該当する国際交流員」を「1 週間の勤務日が 3 日以上とされている国際交流員又は週以外の期間によって勤務日が定められている国際交流員で 1 年間の勤務日が 121 日以上であるもの」に改め、同号ア及びイを削る。

第 7 条第 1 項第 2 号を次のように改める。

(2) 9 歳に達する日以後の最初の 3 月 31 日までの間にある子（配偶者の子を含む。以下この号において同じ。）を養育する国際交流員が、次に掲げる場合のいずれかに該当するため、勤務しないことが相当であると認められるとき 1 の年度において 5 日（その養育する 9 歳に達する日以後の最初の 3 月 31 日までの間にある子が 2 人以上の場合にあっては、10 日）の範囲内で必要と認める日又は時間

ア 当該子の看護（負傷し、又は疾病にかかった当該子の世話をを行うことをいう。）を行う場合

イ 当該子に予防接種又は健康診断を受けさせる場合

ウ 当該子の学校の休業等（学校保健安全法（昭和 33 年法律第 56 号）第 19 条の規定による出席停止及び同法第 20 条の規定による学校の休業並びに児童福祉法第 39 条第 1 項に規定する保育所、就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律（平成 18 年法律第 77 号）第 2 条第 6 項に規定する認定こども園その他の施設及び児童福祉法第 24 条第 2 項に規定する家庭的保育事業等その他の事業における学校保健安全法第 19 条の規定による出席停止又は同法第 20 条の規定による学校の休業に準ずるものをいう。）に伴い当該子の世話をを行う場合

エ 当該子の教育又は保育に係る行事（入園、卒園又は入学の式典その他これに準ずる式典をい

う。)に参加する場合

附 則

この訓令は、令和 7 年 4 月 1 日から施行する。

沖縄県訓令第10号

知 事 部 局
労 働 委 員 会 事 務 局

沖縄県職員人事評価実施規程の一部を改正する訓令を次のように定める。

令和 7 年 3 月 31 日

沖縄県知事 玉 城 康 裕

沖縄県職員人事評価実施規程の一部を改正する訓令

沖縄県職員人事評価実施規程（平成27年沖縄県訓令第16号）の一部を次のように改正する。

別表第 1 注 4 中「広報監」の次に「、公文書管理審査監」を、「財政企画監」の次に「、PPP／PFI 推進監」を、「看護専門監」の次に「、感染症対策監」を加える。

附 則

この訓令は、令和 7 年 4 月 1 日から施行する。

沖縄県訓令第11号

知 事 部 局
労 働 委 員 会 事 務 局

会計年度任用職員の給与に関する規程の一部を改正する訓令を次のように定める。

令和 7 年 3 月 31 日

沖縄県知事 玉 城 康 裕

会計年度任用職員の給与に関する規程の一部を改正する訓令

会計年度任用職員の給与に関する規程（令和 2 年沖縄県訓令第 6 号）の一部を次のように改正する。

第 2 条第 1 項中第16号を第19号とし、第 8 号から第15号までを 3 号ずつ繰り下げ、第 7 号の次に次の 3 号を加える。

(8) 若夏学院生活指導専門員

(9) 児童相談所生活指導専門員

(10) 生活指導保育専門員

第 2 条第 2 項中「第14号」を「第17号」に改める。

第 3 条の表中

「	私立高等学校等授業料軽減業務専門員	行政職給料表	1 級	を
「	私立高等学校等授業料軽減業務専門員	行政職給料表	1 級	に、
	宗教法人調査専門員	行政職給料表	1 級	
「	マイナンバー普及支援員	行政職給料表	1 級	を
「	マイナンバーカード関連事務市町村支援員	行政職給料表	1 級	に改
	市町村連携推進員	行政職給料表	1 級	
」				」

め、同表若夏学院生活指導専門員の項及び児童相談所生活指導専門員の項を削り、同表中

生活指導保育専門員	行政職給料表	1 級	を に、 を に改 める。
児童相談所健康管理員	医療職給料表(3)	2 級	
依存症相談員	行政職給料表	3 級	
依存症相談員	行政職給料表	3 級	
自殺対策専門員	行政職給料表	2 級	

附 則

この訓令は、令和 7 年 4 月 1 日から施行する。

沖縄県訓令第12号

知 事 部 局

沖縄県事務決裁規程の一部を改正する訓令を次のように定める。

令和 7 年 3 月 31 日
沖縄県知事 玉 城 康 裕

沖縄県事務決裁規程の一部を改正する訓令

沖縄県事務決裁規程（昭和48年沖縄県訓令第89号）の一部を次のように改正する。

- 別表第 2 中「看護専門監」を「看護専門監
感染症対策監」に改める。
- 別表第 2 の 2 中「広報監
財政企画監
生物多様性推進監」を「広報監
公文書管理審査監
財政企画監
PPP／PFI 推進監
生物多様性推進監」に改める。
- 別表第 2 の 3 中「総務事務センター室長」を「総務事務センター室長
本庁舎改修推進室長」に、「しまくとうば普及推進室
長」を「しまくとうば普及推進室長
国スポ・全スポ準備室長」に改める。
- 別表第 3 知事公室の表を次のように改める。
- 知事公室

課名	知事決裁事項	部長等専決事項	統括監専決事項
危機管理課	1 武力攻撃事態等における国民の保護のための措置に関する法律（平成16年法律第112号。以下「国民保護法」という。）第12条第1項の規定に基づき、国民の保護のための措置の実施について、他の都道府県知事等に対し、応援を求めること。	1 国民保護法第2条第2項の規定に基づき、指定地方公共機関を指定すること。 2 国民保護法第11条第4項の規定に基づき、指定行政機関の長又は指定地方行政機関の長に対し、国民の保護のための措置の実施を要請すること。 3 国民保護法第14条第1項の規定に基づき、市町村長が実施すべき国民の保護のための措置を代行すること。	1 国民保護法第18条第1項の規定に基づき、市町村長等からの国民の保護のための措置を実施するための応援の要求について決定すること。 2 国民保護法第21条第3項の規定に基づき、指定公共機関又は指定地方公共機関に対し、国民の保護のための措置の実施に関し要請すること。 3 国民保護法第41条の規定に基づき、国民の保護のための措置の実施に必要な組織を整備し、並びに国民の保護のための措置に関する事務又は業務に従事する職員の配置及びサービスの基準を定めること。 4 国民保護法第63条第2項の規定に基づき、警察本部長等に対し、避難住民の誘導を要請すること。

	2 国民保護法第26条第1項の規定に基づき、内閣総理大臣に対し、都道府県国民保護対策本部を設置すべき都道府県の指定を行うことを要請すること。 3 国民保護法第27条第1項の規定に基づき、沖縄県国民保護対策本部を設置すること。	4 国民保護法第15条第1項の規定に基づき、防衛大臣に対し、自衛隊の部隊等の派遣を要請すること。 5 国民保護法第54条第1項の規定に基づき、市町村長を経由して住民に対し、避難すべき旨を指示すること。 6 国民保護法第67条第2項の規定に基づき、市町村長に対し、避難住民の誘導を指示すること。 7 国民保護法第97条第4項の規定に基づき、武力攻撃事態等対策本部長に対し、必要な措置を講ずることを要請すること。 8 国民保護法第99条第1項の規定に基づき、武力攻撃災害緊急通報を発令すること。 9 国民保護法第107条第3項の規定に基づき、市町村長等に対し、放射性物質等による汚染の拡大を防止するための協力を要請すること。 10 国民保護法第108条第1項の規定に基づき、放射性物質等による汚染の拡大を防止するための措置を講ずること。 11 国民保護法第117条第1項の規定に基づき、市町村長等に対し、所要の武力攻撃災害の防御に関する措置を講ずべきことを指示すること。 12 国民保護法第119条第3項の規定に基づき、市町村長に対し、消防機関の職員の応援出動等の措置を講ずべきことを指示すること。 13 国民保護法第144条の規定に基づき、指定行政機関の長等に対し、物資又は資材の供給について要請すること。	5 国民保護法第71条第1項の規定に基づき、運送事業者である指定公共機関又は指定地方公共機関に対し、避難住民の運送を求めること。 6 国民保護法第73条第2項の規定に基づき、指定地方公共機関に対し、避難住民の運送を指示すること。 7 国民保護法第79条第1項の規定に基づき、運送事業者である指定公共機関又は指定地方公共機関に対し、避難住民等の救援に必要な物資等の運送を求めること。 8 国民保護法第81条第1項から第3項までの規定に基づき、特定物資の売渡しを要請し、収用し、又は保管を命ずること。 9 国民保護法第82条の規定に基づき、土地、家屋又は物資を使用する必要があると認めること。 10 国民保護法第85条第1項の規定に基づき医療関係者に対し医療を行うよう要請し、又は同条第2項の規定に基づき医療を行うべきことを指示すること。 11 国民保護法第103条第3項の規定に基づき、危険物質等の取扱者に対し、危険物質等の取扱所の使用の一時停止等の措置を命ずること。 12 国民保護法第111条第2項の規定に基づき、武力攻撃災害を拡大させるおそれがあると認められる設備等の所有者等に対し、必要な措置を講ずべきことを指示すること。 13 国民保護法第113条第3項の規定に基づき、他人の土地、建物その他の工作物を一時使用し、若しくは土石、竹木その他の物件を使用し、若しくは収用し、又は工作物等の除去その他必要な措置を講ずること。 14 国民保護法第151条第1項の規定に基づき、指定行政機関の長等に対し、職員の派遣を要請すること。 15 国民保護法第152条第1項及び第2項の規定に基づき、総務大臣に対し、指定行政機関等の職員の派遣について、あつせんを求めること。 16 国民保護法第159条第1項の規定に基づき、損失を補償すること。
消防防災対策課	1 災害対策基本法（昭和36年法律第223号）第23条第1項の規定に基づき、県の災害対策本部を設置すること。 2 災害対策基本	1 災害対策基本法第2条第6号の規定に基づき、指定地方公共機関を指定すること。 2 災害対策基本法第72条第1項の規定に基づき、市町村長に応急措置の実施又は応援につ	1 災害対策基本法第29条第1項の規定に基づき、指定行政機関及び指定地方行政機関の長に職員の派遣を要請すること。 2 災害対策基本法第30条の規定に基づき、指定行政機関、指定地方行政機関又は他の地方公共団体の機関の職員の派遣について内閣総理大臣にあつせんを求めること。

	法第74条第1項の規定に基づき、応急措置の実施について、他の都道府県知事等に応援を求めること。	いて指示すること。 3 災害対策基本法第73条第1項の規定に基づき、市町村長の実施すべき応急措置を代行すること。 4 消防組織法（昭和22年法律第226号）第42条第2項の規定に基づき、災害の防御の措置を協定すること。 5 消防組織法第43条の規定に基づき、同法第42条第2項の規定による協定の実施その他災害の防御の措置を指示すること。 6 石油コンビナート等災害防止法（昭和50年法律第84号）第21条第2項の規定に基づき、必要な措置をとるべきことを命ずること。 7 自衛隊法（昭和29年法律第165号）第83条第1項の規定に基づき、天災地変その他災害に際し部隊等の派遣を防衛大臣又はその指定する者に要請すること（急患空輸に係る災害派遣要請を除く。）。	3 災害対策基本法第47条の規定に基づき、防災に関する必要な組織を整備し、並びにその事務又は業務に従事する職員の配置及び服務の基準を定めること。 4 災害対策基本法第48条第1項の規定に基づき、防災訓練を実施すること。 5 災害対策基本法第68条第1項の規定に基づき、市町村等からの応急措置の実施のための応援の要求又は要請について決定すること。 6 災害対策基本法第70条第1項の規定に基づき、防災の応急措置を実施すること。 7 災害対策基本法第70条第3項の規定に基づき、指定公共機関の長等に応急措置の実施を要請し、又は求めること。 8 災害対策基本法第71条第1項の規定に基づき、応急措置を実施するため必要な従事命令等を発すること。 9 災害対策基本法第82条第1項の規定に基づき、損失を補償すること。
--	--	--	--

別表第3保健医療介護部の表地域保健課の項統括監専決事項の欄第6号を同欄第8号とし、同欄第5号中「第33条の7第3項」を「第33条の6第3項」に改め、同号を同欄第7号とし、同欄第4号中「第33条の7第1項」を「第33条の6第1項」に改め、同号を同欄第6号とし、同欄第3号を同欄第5号とし、同欄第2号を同欄第4号とし、同欄第1号を同欄第3号とし、同欄第3号の前に次の2号を加える。

- 1 感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律（平成10年法律第114号）第38条第1項の規定に基づき、特定感染症指定医療機関の指定について厚生労働大臣と協議すること。
- 2 予防接種法（昭和23年法律第68号）第6条の規定に基づき、臨時予防接種を指示し、又は実施すること。

別表第3保健医療介護部の表感染症対策課の項を削る。

別表第3農林水産部の表漁港漁場課の項部長等専決事項の欄中第16号を第17号とし、第12号から第15号までを1号ずつ繰り下げ、第11号の次に次の1号を加える。

- 12 漁港及び漁場の整備等に関する法律第41条第1項の規定に基づき、活用推進計画を定めること。

別表第3農林水産部の表漁港漁場課の項統括監専決事項の欄第1号中「第6条第10項」を「第6条第9項」に改める。

別表第3土木建築部の表建築指導課の項部長等専決事項の欄第1号中「第6条第1項第4号」を「第6条第1項第3号」に改める。

別表第4部長等専決事項の欄第3号中「自治法第243条及び自治令第158条第1項」を「自治法第243条の2第1項」に改める。

附 則

この訓令は、令和7年4月1日から施行する。

沖縄県訓令第13号

知 事 部 局

労働委員会事務局

沖縄県会計年度任用職員の職の設置に関する規程の一部を改正する訓令を次のように定める。

令和7年3月31日

沖縄県知事 玉 城 康 裕

沖縄県会計年度任用職員の職の設置に関する規程の一部を改正する訓令

沖縄県会計年度任用職員の職の設置に関する規程（平成28年沖縄県訓令第5号）の一部を次のように改正する。

第2条の表中

総務部	私立高等学校等授業料軽減業務専門員	高等学校等就学支援金の認定等に関する補助的又は定型的な業務	を
総務部	私立高等学校等授業料軽減業務専門員	高等学校等就学支援金の認定等に関する補助的又は定型的な業務	に、
総務部	宗教法人調査専門員	宗教法人の活動状況の把握等に関する補助的又は定型的な業務	
企画部	マイナンバーカード普及支援員	個人番号カードの出張申請会場の運営等に関する補助的又は定型的な業務	を
企画部	マイナンバーカード関連事務市町村支援員	個人番号カードの出張申請等の支援に関する補助的又は定型的な業務	に、
企画部	市町村連携推進員	離島町村等の行政体制確保の支援に関する補助的又は定型的な業務	
こども未来部	生活指導保育専門員	一時保護が行われた小学校就学前の子どもの生活指導及び保育に関する補助的又は定型的な業務	を
こども未来部	生活指導保育専門員	一時保護が行われた小学校就学前の子どもの生活指導及び保育に関する補助的又は定型的な業務	に、
こども未来部	児童相談所健康管理員	一時保護児童等の健康管理及び医師の診察に関する補助的又は定型的業務	
保健医療介護部	沖縄県災害時小児周産期リエゾン	災害時の小児・周産期医療の提供に係る助言及び調整に関する補助的又は定型的な業務	を
保健医療介護部	沖縄県災害時小児周産期リエゾン	災害時の小児・周産期医療の提供に係る助言及び調整に関する補助的又は定型的な業務	に、
保健医療介護部	自殺対策専門員	対応が困難な自殺未遂歴、自傷行為等の経験があるこども・若者に係る学校その他関係機関からの相談支援、支援要請の受付及び調整等に関する補助的又は定型的業務	
土木建築部	港湾管理員	船舶のための給水、港湾施設の点検及び軽易な維持補修等に関する補助的又は定型的な業務	を
土木建築部	港湾管理員	船舶のための給水、港湾施設の点検及び軽易な維持補修等に関する補助的又は定型的な業務	

土木建築部	下地島空港管理業務員	下地島空港の巡回警備、ゲート出入管理等に関する補助的又は定型的な業務
-------	------------	------------------------------------

に改

める。

附 則

この訓令は、令和 7 年 4 月 1 日から施行する。

沖縄県訓令第14号

知 事 部 局

感染症対策課設置規程を廃止する訓令を次のように定める。

令和 7 年 3 月 31 日

沖縄県知事 玉 城 康 裕

感染症対策課設置規程を廃止する訓令

感染症対策課設置規程（令和 3 年沖縄県訓令第12号）は、廃止する。

附 則

この訓令は、令和 7 年 4 月 1 日から施行する。

沖縄県訓令第15号**沖縄県教育委員会教育長訓令第 2 号****沖縄県企業局訓令第 1 号**庁 内 一 般
教 育 庁
企 業 局

沖縄県駐留軍用地跡地利用推進連絡協議会設置規程の一部を改正する訓令を次のように定める。

令和 7 年 3 月 31 日

沖 縄 県 知 事 玉 城 康 裕
沖縄県教育委員会教育長 半 嶺 満
沖 縄 県 企 業 局 長 宮 城 力**沖縄県駐留軍用地跡地利用推進連絡協議会設置規程の一部を改正する訓令**

沖縄県駐留軍用地跡地利用推進連絡協議会設置規程（平成19年沖縄県訓令第53号・沖縄県教育委員会教育長訓令第12号・沖縄県企業局訓令第 2 号）の一部を次のように改正する。

別表第 2 中「知事公室防災危機管理課長」を「知事公室危機管理課長」に、「企業局総務課長」を「企業局経営計画課長」に改める。

附 則

この訓令は、令和 7 年 4 月 1 日から施行する。

沖縄県訓令第16号**沖縄県企業局訓令第 2 号****沖縄県病院事業局訓令第 3 号****沖縄県教育委員会教育長訓令第 3 号**庁 内 一 般
企 業 局
病 院 事 業 局
教 育 庁

沖縄県土地利用対策委員会設置規程の一部を改正する訓令を次のように定める。

令和 7 年 3 月 31 日

沖 縄 県 知 事 玉 城 康 裕
沖 縄 県 企 業 局 長 宮 城 力
沖 縄 県 病 院 事 業 局 長 本 竹 秀 光
沖 縄 県 教 育 委 員 会 教 育 長 半 嶺 満

沖縄県土地利用対策委員会設置規程の一部を改正する訓令

沖縄県土地利用対策委員会設置規程（平成19年沖縄県訓令第58号・沖縄県企業局訓令第4号・沖縄県病院事業局訓令第5号・沖縄県教育委員会教育長訓令第17号）の一部を次のように改正する。

別表中「知事公室防災危機管理課長」を「知事公室危機管理課長」に、「企業局総務課長」を「企業局経営計画課長」に改める。

附 則

この訓令は、令和 7 年 4 月 1 日から施行する。

沖縄県訓令第17号
沖縄県教育委員会教育長訓令第4号
沖縄県警察本部訓令第9号

庁 内 一 般
教 育 庁
警 察 本 部

沖縄県消費者行政連絡会議設置規程の一部を改正する訓令を次のように定める。

令和 7 年 3 月 31 日

沖 縄 県 知 事 玉 城 康 裕
沖 縄 県 教 育 委 員 会 教 育 長 半 嶺 満
沖 縄 県 警 察 本 部 長 小 堀 龍 一 郎

沖縄県消費者行政連絡会議設置規程の一部を改正する訓令

沖縄県消費者行政連絡会議設置規程（平成18年沖縄県訓令第74号・沖縄県教育委員会教育長訓令第9号・沖縄県警察本部訓令第14号）の一部を次のように改正する。

別表第2中「教育庁生涯学習振興課生涯学習班班長」を「教育庁生涯学習振興課生涯学習推進センター班長」に改める。

附 則

この訓令は、令和 7 年 4 月 1 日から施行する。

災害対策本部事項

沖縄県災害対策本部長訓令第1号

沖縄県災害対策本部運営要綱の一部を改正する訓令を次のように定める。

令和 7 年 3 月 31 日

沖縄県災害対策本部長
沖縄県知事 玉 城 康 裕

沖縄県災害対策本部運営要綱の一部を改正する訓令

沖縄県災害対策本部運営要綱（昭和49年沖縄県災害対策本部長訓令第1号）の一部を次のように改正する。

第3条第3項中「知事公室長」を「危機管理監、知事公室長」に改める。

第4条に次の1項を加える。

5 本部長は、会議を招集して本部員を参集させる暇がないと認めるとき又は本部員が大規模な災害の発生による交通の遮断その他のやむを得ない事由により本部員を招集しようとする場所に参集することが困難であると認めるときは、本部会議を書面その他の方法により開催することができる。

第 5 条第 5 項中「班長及び班員」の次に、「（総括班にあっては、班長、副班長及び班員）」を加え、「班長は」を「班長（総括班にあっては、班長及び副班長）は」に、「班員は班長」を「班員は班長及び副班長」に改める。

第 6 条の 2 第 2 項及び第 3 項中「避難所・物資支援班」を「総括班、避難所・物資支援班及び本部活動支援班」に改める。

別表第 1 中 「

総括情報部	知事公室長	秘書防災統括監
-------	-------	---------

」を

「

総括情報部	危機管理監	秘書防災統括監
-------	-------	---------

」に改める。

別表第 2 総括情報部の項中「班長 防災危機管理課長」を「班長 危機管理課長
副班長 消防防災対策課長」に改め、同表保

健医療介護部の項中

「

	3 部内各班及び他部の応援に関すること。
--	----------------------

」を

「

	3 部内各班及び他部の応援に関すること。 4 災害支援ナースに関すること。
--	--

」に、

「

地域保健班 班長 地域保健課長	1 災害時における保健衛生対策に関すること。 2 災害派遣精神医療チームに関すること。
感染症対策班 班長 感染症対策課長	災害時における感染症対策に関すること。

」を

「

地域保健班 班長 地域保健課長	1 災害時における保健衛生対策に関すること。 2 災害派遣精神医療チームに関すること。 3 災害時における感染症対策に関すること。
--------------------	---

」に改める。

別表第 4 総括班の項を次のように改める。

総括班	班長 消防防災対策課長 副班長 危機管理課長 班員 消防防災対策課職員 危機管理課職員 秘書課職員 総務私学課職員 企画調整課職員 管財課職員 情報基盤整備課職員 基地対策課職員	1 災害対策本部の全般対処方針の決定に関すること。 2 自衛隊への災害派遣要請に関すること。 3 広域応援要請に関すること。 4 本部会議の開催及び運営に関すること。 5 国本部等との連絡及び調整に関すること。 6 非常通信の運用に関すること。 7 災害現地視察調査に関すること。 8 沖縄県災害医療福祉調整本部との調整に関すること。 9 米軍との連携に関すること。 10 その他総括情報部長が特に命ずること。
-----	---	--

別表第 4 情報収集・伝達班の項中「防災危機管理課職員」を「消防防災対策課職員」に改め、同表救出・救助班の項を次のように改める。

救出・救助班	班長 危機管理課副参事 班員 危機管理課職員 消防防災対策課職員 基地対策課職員	1 救出・救助対策の検討に関すること。 2 ヘリコプターの運用調整に関すること。 3 大規模火災の対策の検討に関すること。 4 救助部隊の活動状況の把握及び派遣調整に関すること。 5 その他総括情報部長が特に命ずること。
--------	---	--

別表第 4 応援・受援班の項中「防災危機管理課職員」を「消防防災対策課職員」に改め、同表インフラ班の項中「企業局配水管理課職員」を「企業局経営計画課職員」に改め、同表本部活動支援班の項を次のよう

に改める。

本部活動支援班	班長 消防防災対策課長 副班長 危機管理班長 班員 消防防災対策課職員 危機管理課職員 人事課職員 職員厚生課職員 行政管理課職員 行政課職員 財政課職員 会計課職員	1 総括情報部に係る職員の安否確認に関すること。 2 総括情報部の動員及び勤務計画に関すること。 3 緊急通行車両確認標章・証明書の発行に関すること。 4 総括情報部職員の食料及び寝具に関すること。 5 総括情報部職員の健康管理に関すること。 6 総括情報部の庶務に関すること。 7 総括情報部の財務に関すること。 8 その他総括情報部長が特に命ずること。
---------	---	---

附 則

この訓令は、令和 7 年 4 月 1 日から施行する。

国民保護対策本部及び緊急対処事態対策本部事項

沖縄県国民保護対策本部長訓令第 1 号

沖縄県緊急対処事態対策本部長訓令第 1 号

沖縄県国民保護対策本部及び沖縄県緊急対処事態対策本部運営要綱の一部を改正する訓令を次のように定める。

令和 7 年 3 月 31 日

沖縄県国民保護対策本部長
沖縄県知事 玉 城 康 裕
沖縄県緊急対処事態対策本部長
沖縄県知事 玉 城 康 裕

沖縄県国民保護対策本部及び沖縄県緊急対処事態対策本部運営要綱の一部を改正する訓令

沖縄県国民保護対策本部及び沖縄県緊急対処事態対策本部運営要綱（平成19年沖縄県国民保護対策本部長訓令第 1 号・沖縄県緊急対処事態対策本部長訓令第 1 号）の一部を次のように改正する。

第 5 条第 5 項中「班長及び班員」の次に「（総括情報部総括班にあつては、班長、副班長及び班員）」を加え、「（総括情報部連絡調整班の班員を除く。）」を削る。

別表第 2 総括情報部の項中「班長 防災危機管理課長」を「班長 危機管理課長 副班長 消防防災対策課長」に改め、同表企画部の項中「避難住民及び緊急物資」の次に「並びに避難先地域への荷物」を加え、同表環境部の項中

自然保護班 班長 自然保護課長	1 国立公園、国定公園及び県立自然公園の保全 対策並びに被害調査に関すること。 2 動物の保護及び収容に関すること。
--------------------	--

を

自然保護班 班長 自然保護課長	1 国立公園、国定公園及び県立自然公園の保全 対策並びに被害調査に関すること。 2 ペットの避難に関すること。 3 動物の保護及び収容に関すること。
--------------------	---

に改め、同表生

活福祉部の項中

生活福祉部	生活福祉総務班 班長 福祉政策課長	1 部の庶務及び連絡調整に関すること。 2 部所管の被災情報等の総括に関すること。 3 所管の福祉施設の入所者の避難対策に関すること。 4 生活福祉資金の貸付けに関すること。
-------	----------------------	--

を

		5 ボランティア総合窓口に関すること。	
生活福祉部	生活福祉総務班 班長 福祉政策課長	1 部の庶務及び連絡調整に関すること。 2 部所管の被災情報等の総括に関すること。 3 所管の福祉施設の入所者の避難対策に関すること。 4 生活福祉資金の貸付けに関すること。 5 ボランティア総合窓口に関すること。 6 在宅の要配慮者の避難対策に関すること。	に改め、同
表保健医療介護部の項中			
	医療政策班 班長 医療政策課長	1 沖縄県災害保健医療福祉調整本部の設置及び運営に関すること。 2 武力攻撃災害時における医療に関すること。 3 医療関係施設の被害調査及び応急復旧に関すること。 4 救護班の編成及び派遣並びに被災者の応急救護に関すること。 5 医療関係機関・団体との連絡調整に関すること。	を
	医療政策班 班長 医療政策課長	1 沖縄県災害保健医療福祉調整本部の設置及び運営に関すること。（避難先地域の災害保健医療福祉調整本部との調整を含む。） 2 武力攻撃災害時における医療に関すること。 3 医療関係施設の被害調査及び応急復旧に関すること。 4 救護班（他班の所掌に属するものを除く。）の編成及び派遣並びに被災者の応急救護に関すること。 5 医療関係機関・団体との連絡調整に関すること。	に、
	地域保健班 班長 地域保健課長	1 保健衛生対策に関すること。 2 災害派遣精神医療チームに関すること。	を
	感染症対策班 班長 感染症対策課長	武力攻撃災害時における感染症対策に関すること。	
	地域保健班 班長 地域保健課長	1 保健衛生対策に関すること。 2 救護班（精神医療及び精神保健に係る業務に限る。）の編成及び派遣に関すること。 3 武力攻撃災害時における感染症対策に関すること。	に改め、同表農
林水産部の項中「家畜の」の次に「避難、」を加え、			
	漁港漁場班 班長 漁港漁場課長	漁港関連施設の状況把握、保全対策及び応急の復旧対策に関すること。	を
	漁港漁場班 班長 漁港漁場課長	1 漁港関連施設の状況把握、保全対策及び応急の復旧対策に関すること。 2 所管する漁港関連施設から避難を行う場合における当該施設に関すること。	に改め、同
表土木建築部の項中			

港湾班 班長 港湾課長	1 港湾施設の状況把握、保全対策及び応急の復旧対策に関すること。 2 公有水面（所管する海面に限る。）の管理に関すること。	を
空港班 班長 空港課長	空港施設の状況把握、保全対策及び応急の復旧対策に関すること。	

港湾班 班長 港湾課長	1 港湾施設の状況把握、保全対策及び応急の復旧対策に関すること。 2 所管する港湾施設から避難を行う場合における当該施設に関すること。 3 公有水面（所管する海面に限る。）の管理に関すること。	に改める。
空港班 班長 空港課長	1 空港施設の状況把握、保全対策及び応急の復旧対策に関すること。 2 所管する空港施設から避難を行う場合における当該施設に関すること。	

別表第 6 中

総括情報部 ・総括班（防災危機管理課）	を	総括情報部 ・総括班	に改める。
------------------------	---	---------------	-------

別記様式中「平成」を削る。

附 則

この訓令は、令和 7 年 4 月 1 日から施行する。

新型インフルエンザ等対策本部事項

沖縄県新型インフルエンザ等対策本部長訓令第 1 号

沖縄県新型インフルエンザ等対策本部運営要綱の一部を改正する訓令を次のように定める。

令和 7 年 3 月 31 日

沖縄県新型インフルエンザ等対策本部長
沖縄県知事 玉 城 康 裕

沖縄県新型インフルエンザ等対策本部運営要綱の一部を改正する訓令

沖縄県新型インフルエンザ等対策本部運営要綱（平成27年沖縄県新型インフルエンザ等対策本部長訓令第 1 号）の一部を次のように改正する。

別表第 2 総括情報部の項中「感染症対策課長」を「地域保健課長」に改め、同表知事公室部の項中

防災危機管理班 班長 防災危機管理課長	1 新型インフルエンザ等患者の搬送に関すること。 2 災害対策用食料の備蓄に関すること。 3 自衛隊への要請（別表第 4 連絡調整班の項に規定する自衛隊への要請に係るものを除く。）に関すること。	を
危機管理班 班長 危機管理課長	部内各班の応援に関すること。	
消防防災対策班 班長 消防防災対策課長	1 新型インフルエンザ等患者の搬送に関すること。 2 災害対策用食料の備蓄に関すること。 3 自衛隊への要請（別表第 4 連絡調整班の項に規定する自衛隊への要請に係るものを除く。）に関すること。	に改

め、同表保健医療介護部の項中

地域保健班 班長 地域保健課長	部内各班又は他部の応援に関すること。	
感染症対策班 班長 感染症対策課長	1 医療機関の施設及び設備の整備に関すること。 2 抗インフルエンザ等ウイルス薬の備蓄及び保管に関すること。 3 特定接種を受けた県職員の健康被害救済に関すること。	を
地域保健班 班長 地域保健課長	1 医療機関の施設及び設備の整備に関すること。 2 抗インフルエンザ等ウイルス薬の備蓄及び保管に関すること。 3 特定接種を受けた県職員の健康被害救済に関すること。	に改

め、同表企業部の項中「経営企画班」を「経営計画班」に、「経営企画課長」を「経営計画課長」に改める。

別表第 3 南部地方本部の項中「南部医療センター」の前に「県立」を加える。

附 則

この訓令は、令和 7 年 4 月 1 日から施行する。

発 行 所
沖 縄 県 総 務 部
総務私学課
電話番号 098-866-2074

印 刷 所 有限会社 ドリーム印刷
〒901-0314 沖縄県糸満市字座波1065番地